

広島市マタニティグッズ仕様書

規格等	【マタニティマーク付ストラップ】 ①大きさ 縦・横 4 ～ 6 cm / 厚さ 3 ～ 5 mm ②安全性 使用にあたり本人もしくは他の人への安全性が配慮されていること 誤飲防止など乳幼児への安全性についても配慮されていること ③耐久性 妊娠期間中（約 1 年間）使用可能であること ④その他 ・厚生労働省が指定したマタニティマークをストラップの両面に印刷し、取り外しが簡単で壊れにくい紐をつけること。 ・マタニティマークの色等については、厚生労働省の基準に基づき作製すること。 （参考ホームページ：マタニティマークのデザイン及び利用方法について 厚生労働省 (mhlw.go.jp) 【資料配布用バッグ】 ①大きさ 母子健康手帳交付時に配布する各種資料（A 4 版厚さ 2cm 程度）を入れるのに適切な大きさであること ②安全性 使用にあたり本人もしくは他の人への安全性が配慮されていること ③耐久性 母子健康手帳交付時に配布する各種資料（重さ 1 kg 程度）を持ち帰るために十分な強度があること ④その他 ・母子健康手帳交付時に配布する各種資料の持ち運びに適した形状・デザインであること 【広告物を添付する場合の条件】 ・マタニティグッズとは別に作製し、マタニティマーク付ストラップとセットで個包装されたものであること（幅 19 cm 高さ 27 cm 厚さ 5 mm 以内、重さ 200 g 程度） ・内容は子育てに関連するものであること ・母子健康手帳の記載内容に相反するものでないこと ・配布期間中に期限が切れないこと ・広告内容の問い合わせ先を明記すること ・広島市が推奨する広告ではない旨を明記すること ・作製前に内容について広島市の下承を得ること ・広島市広告掲載要綱及び広島市広告掲載基準を遵守すること
作製数量	ストラップ 8, 950 個、 バッグ 8, 950 枚
配布時期	令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月
配布方法	母子健康手帳交付時に手渡し
納 期	令和 8 年 3 月 31 日まで
納入場所	各区厚生部（別紙のとおり）
備 考	詳細については、別途協議するものとする

各区厚生部所在地及び納入数量

名 称	郵便番号	住 所	電話 (直通)	数量 (部)
中区厚生部 地域支えあい課 地域支援第一係	730-8565	広島市中区大手町四丁目 1 番 1 号	(082) 504-2109	1,300
東区厚生部 地域支えあい課 地域支援第一係	732-8510	広島市東区東蟹屋町 9 番 3 4 号	(082) 568-7735	850
南区厚生部 地域支えあい課 地域支援第一係	734-8523	広島市南区皆実町一丁目 4 番 4 6 号	(082) 250-4133	1,050
西区厚生部 地域支えあい課 地域支援第一係	733-8535	広島市西区福島町二丁目 2 4 番 1 号	(082) 294-6384	1,400
安佐南区厚生部 地域支えあい課 地域支援第一係	731-0194	広島市安佐南区中須一丁目 3 8 番 1 3 号	(082) 831-4944	2,100
安佐北区厚生部 地域支えあい課 地域支援第一係	731-0221	広島市安佐北区可部三丁目 1 9 番 2 2 号	(082) 819-0616	700
安芸区厚生部 地域支えあい課 地域支援係	736-8555	広島市安芸区船越南三丁目 2 番 1 6 号	(082) 821-2820	550
佐伯区厚生部 地域支えあい課 地域支援第一係	731-5195	広島市佐伯区海老園一丁目 4 番 5 号	(082) 943-9733	1,000